

## 【イギリス】2018年制裁及びマネーロンダリング対策法の成立

海外立法情報課 芦田 淳

\* 2019年3月にEUからの離脱を予定するイギリスでは、2018年5月、国際的な枠組みで行う制裁をEU離脱後も用いることができるようにするとともに、マネーロンダリング対策等を見直す2018年制裁及びマネーロンダリング対策法が制定された。

### 1 制定の経緯

2018年5月、2018年制裁及びマネーロンダリング対策法<sup>1</sup>（以下「2018年法」）が制定された。制定の理由としては、①イギリスが、国際的な義務の継続的な遵守、EU離脱後における外交政策及び国家安全保障の目的達成のため、国際的な枠組みで行う制裁を引き続き用いることができるようにすること、②イギリスの安全及び繁栄を守り、かつ、国際基準を満たすよう、マネーロンダリング対策及びテロ資金対策を最新のものとすることが挙げられている。こうした制裁等は、従来は主としてEU法を介して処理されており、イギリス国内では1972年欧州共同体法<sup>2</sup>に基づいた体制で実施されてきた。しかし、同法は、2018年EU離脱法<sup>3</sup>により、イギリスのEU離脱の日に廃止されることが決まっており、新たな実施体制が必要となっていた。

### 2 2018年法の構成

2018年法は、全3部65か条附則3編から成る。本則は、第1部「制裁に関する規則<sup>4</sup>」（第1条～第48条）、第2部「マネーロンダリング対策」（第49条～第51条）、第3部「一般規定」（第52条～第65条）、附則は、第1編「貿易制裁」、第2編「マネーロンダリング及びテロ資金等」、第3編「派生的改正」という構成になっている。さらに、第1部は、第1節「制裁に関する規則を制定する権限」、第2節「国務大臣による再審査及びその他の再審査」、第3節「EUによる制裁対象リストに関する暫定的な権限」、第4節「裁判所による再審査」、第5節「雑則」に区分されている。

### 3 2018年法の要点

#### (1) 制裁

第1部は、上述の制定理由を踏まえ、国務大臣に制裁を課すための規則を制定する権限を付与している。当該規則の制定は、まず、国際連合の定める義務を遵守するため、又は、その他全ての国際的な義務（欧州安全保障協力機構<sup>5</sup>のような他の国際機関、他の国際条約又は協定へのイギリスの加盟により生じる義務を含む。）を遵守するため、国務大臣が適切であると考え

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年10月12日である。

<sup>1</sup> Sanctions and Anti-Money Laundering Act 2018 c.13. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/13/contents>>

<sup>2</sup> European Communities Act 1972 c.68. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1972/68/contents>> 同法は、EU条約や規則等、一部のEU法による権利及び義務がイギリスの法制度に直接適用されることを保障するとともに、EUにより課せられた義務の履行を可能にする権限を規定するものであった。

<sup>3</sup> European Union (Withdrawal) Act 2018 c.16. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/contents>> 同法の概要に関しては、芦田淳「立法情報【イギリス】2018年EU離脱法の成立」『外国の立法』No.277-1, 2018.10, pp.12-13. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11165028\\_po\\_02770106.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11165028_po_02770106.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>4</sup> 規則は、議会制定法により大臣等に委任された権限に基づき制定される二次的立法の一種である。

<sup>5</sup> 欧州安全保障協力機構（OSCE）とは、北米、欧州、中央アジアの57か国が加盟する世界最大の地域安全保障機構である。外務省「欧州安全保障協力機構（OSCE）」<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/osce/index.html>>

る場合に認められる。また、列挙された次の目的のいずれかに従って、当該規則の制定が適切であると国務大臣が考える場合にも認められる。

- ・イギリス又はその他の場所におけるテロリズムの予防を促進すること。
- ・国家の安全に資するものであること。
- ・国際的な平和及び安全に資するものであること。
- ・イギリス政府の外交目的を促進すること。
- ・武力紛争の解決又は紛争地帯における市民の保護を推進すること。
- ・人権の重大な違反に対して説明責任を果たすか若しくは抑止すること、又は、国際人権法の遵守若しくは人権の尊重を促進すること。
- ・国際人道法の遵守を推進すること。
- ・武器及び大量破壊兵器の拡散及び使用を予防する多国間取組に貢献すること。
- ・民主主義、法の支配、望ましい統治の尊重を推進すること。

具体的な制裁の種類としては、①資産凍結等の金融制裁、②イギリスへの入国・滞在に制約を設ける制裁、③商品・技術の輸出入等に関する貿易制裁、④イギリス領空における移動の制限等の航空機に対する制裁、⑤イギリス領海への進入禁止等の船舶に対する制裁のほか、⑥国際連合の定める義務を遵守するために必要な制裁を設けることができる。

また、国務大臣は、制裁対象の指定、指定の定期的な再審査を行うとともに、制裁対象者からの要求に応じ、指定を変更又は取り消すことができる。指定の変更又は取消しに関する国務大臣への要求が認められなかった場合、制裁対象者は、裁判所に提訴することも可能である。

このほか、EU 離脱から2年間の経過措置として、国務大臣は、2018年EU離脱法により保持された制裁<sup>6</sup>について、制裁対象者の追加又は解除を行うことができる。

## (2) マネーロンダリング等に対する防止策

イギリスのEU離脱後、マネーロンダリング及びテロ資金調達を防止するための規則等を制定及び改廃する権限を、国務大臣に付与した<sup>7</sup>。また、国務大臣は、マネーロンダリング及びテロ資金調達に関して、金融活動作業部会（Financial Action Task Force）<sup>8</sup>により設定された国際基準の実施のために規則を制定することができる。さらに、国務大臣は、海外企業<sup>9</sup>の受益権所有者（beneficial owner）登録の進捗状況について、12か月ごとに議会に報告する義務を負う。

### 参考文献

- ・ *Explanatory Notes, Sanctions and Anti-Money Laundering Act 2018*. <[http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/13/pdfs/ukpgaen\\_20180013\\_en.pdf](http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/13/pdfs/ukpgaen_20180013_en.pdf)>

<sup>6</sup> 当該制裁の本来の根拠であったEU法は、イギリスのEU離脱後、2018年EU離脱法により、イギリス国内法として保持される。

<sup>7</sup> 例えば、近年では、2015年6月に施行された第4次EUマネーロンダリング指令2015/849/ECが、1972年欧州共同体法に基づいて制定された2017年マネーロンダリング規則により、2017年6月からイギリス国内で実施されている。国務大臣は、イギリスのEU離脱後、当該規則の改廃を行うことができるようになる。なお、現在（EU離脱前）のイギリスにおいて、1972年欧州共同体法は、EU指令を実施するために規則を制定する際の根拠法律となっている。

<sup>8</sup> 金融活動作業部会とは、マネーロンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年のG7アルシュ・サミットにおいて設立された政府間会合であり、経済協力開発機構（OECD）内に事務局が置かれている。OECD日本政府代表部「OECDの概要：金融活動作業部会 - Financial Action Task Force (FATF)」<[https://www.oecd.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000162.html](https://www.oecd.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000162.html)>

<sup>9</sup> 海外企業とは、イギリス企業の海外拠点及びイギリスの海外領土で登録された企業を指す。